



茨城労働局発表
令和元年8月5日(月)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室				
	室長	青木 豊			
	室長補佐	助川紀幸			
	電話	029-224-6216			

令和元年度茨城県最低賃金の改正答申について
－ 27円引上げて849円に －

茨城地方最低賃金審議会（会長 田中 泉）は、本年7月31日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参考に、茨城県における各種経済指標などを勘案して慎重に審議した結果、本日8月5日、茨城労働局長（福元 俊成）に対し、現行の最低賃金の時間額822円を27円引上げて（引上率3.28%）、849円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて、茨城労働局長は、答申内容の公示等所要の経手を経て、本年度の茨城県最低賃金の改正を決定する予定です。

(参考)

茨城県最低賃金の改定額及び対前年度引上率、引上額の推移

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(答申)
最低賃金改定額	747円	771円	796円	822円	849円
対前年度引上率	2.47%	3.21%	3.24%	3.27%	3.28%
対前年度引上額	18円	24円	25円	26円	27円